

保護者の皆様へ

「さっぽろっ子を共に育む、園・学校と保護者等が
連携・協働するための羅針盤(コンパス)」をつくりました

令和8年8月
札幌市教育委員会

わたしたちは、全ての子どもが安心安全で楽しく通える魅力ある園・学校を創造するために、園・学校と保護者等が連携・協働し、社会全体で子どもたちの学びや成長を支援していくことが必要だと考えています。そのための基本方針やマナー・ルールを策定しました。

園・学校と保護者等は、「一人一人の子どもの最善の利益のために」という目的を共有する、子どもたちを共に育てていく大切なパートナーです。

園・学校と保護者等がお互いに信頼し合える関係を築き、より良い連携・協働につなげるためには、園・学校が日常の取組の中で子どもとの信頼関係を築くことが大切です。

園・学校と保護者等は、お互いに尊重し合い、建設的な対話を通して相互理解を深め、子どもの学びや成長を支える関わりを共に見いだすことが大切です。

園・学校と保護者等が相談するときのマナーやルール

「一人一人の子どもの最善の利益のために」という本来の目的を見失うことのないよう、お互いマナーやルールに則って、話し合いをしましょう。

★相談には適切な時間・頻度があります

授業時間中や放課後遅い時間等に相談が必要な場合には、予め日時を約束するなどお互いに調整することが必要です。また、一つの相談に過度な時間をかけることは、教育活動や他の保護者等対応への影響が懸念されます。

★相談の目的を事前に共有・整理しましょう

事前に、相談の目的をお互いに共有し、整理しておくことができれば、園・学校として事実の確認や組織での検討を適切に進めることができ、1回の相談がより有意義なものになります。

★園・学校はきちんと事実確認をします

明確になっていない事実関係や、要望等に対する回答を求められる場合であっても、園・学校はきちんと事実確認をしてから回答するため、一定程度の時間が必要です。また、確認を十分に行っても事実が明らかにならない場合もあります。このような場合、確認できた事実を総合的に検討し、園・学校としての捉えを組織的に判断します。

★園・学校にはできることとできないことがあります

相談後に組織で検討した対応方針が、保護者等の要望等と異なる場合があるかもしれません。しかし、園・学校にはできることとできないことがあることを御理解ください。園・学校は誠実に説明し、連携と協働を求めます。

社会通念上許容される範囲を超えた言動があった場合、教育活動や教職員の心身に影響が生じる懸念があることから、組織として毅然とした対応をとる場合があります。

○社会通念上許容される範囲を超えた言動の例

- ・長時間拘束する行為
- ・過度な要求を繰り返す行為
- ・暴言や脅迫する行為
- ・暴力的な行為
- ・権威を振りかざす行為
- ・校地外に呼びつける行為
- ・SNS、インターネット上で誹謗中傷する行為
- ・性的な言動等により苦痛を与える行為

未来を担うさっぽろっ子たちが安心して笑顔で学べる環境を共につくっていきましょう。皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

詳しくは各学校のホームページに掲載していますので、御覧ください！

※本資料における画像は全て、生成AIによって作成されています。